畜舎における消防用設備等の特例基準の あり方に関する検討部会報告書 (案)

令和5年3月 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会

畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書

目次

7	筷 語	すの	育景等	3
(1)	検	討の背景	3
(2)	検	討の体制	4
(3)	検	討のスケジュール	5
2	検討	寸の	対象とする施設の実態等	6
(1)	検	討の対象とする施設	6
(2)	実	態調査の結果及び当該結果を踏まえた消防法令上の取扱い	7
	ァ	7	保管庫	7
	1		排水処理施設	11
	4	7	貯水施設	12
	ュ		発酵槽	13
(3)	検	討の対象とする施設の火災状況調査の結果	14
	ァ	7	過去3年間の火災件数及び焼損程度	14
	1		過去3年間の火災による人的被害	15
	4	7	過去3年間の火災による平均焼損床面積及び平均損害額	16
	ュ		過去3年間の火災における鎮火までの経過時間	17
3	検討	†の	対象とする施設における消防用設備等の特例基準	18
(1)	共	通事項	18
	7	7	基本方針	18
	1	1	特例基準の対象とする条件	19
(2	()	各	消防用設備等の特例基準の内容	23
	7	7	消火設備	23
	1	1	警報設備	26
	4	7	避難設備	29
	ュ	_	消防用水	30
(3)	そ	の他	34
4	その)他		36
(1)	畜	産関係者等への分かりやすい周知	36
(2)	畜	舎等の要件適合の維持等	36

<別添資料一覧>

- 資料 1 規制改革実施計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)抜粋
- 資料2 規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革 推進会議決定)抜粋
- 資料3 実態調査の結果について
- 資料 4 農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行 規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第3号)
- 資料 5 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改 正する省令(令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 1 号)
- 資料6 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件(令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号)

1 検討の背景等

(1) 検討の背景

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定。資料1参照。)では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。」とされた。

また、規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推 進会議決定。資料2参照。)では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農 林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更な るコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和 3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。)の考え方を踏まえ、畜舎 特例法に基づく新制度(以下「新制度」という。)における「畜舎等」の対 象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵 槽等(以下「畜産業用倉庫等」という。)を追加し、あわせて、防火に係る 技術基準を利用実態に即して建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の基 準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速や かに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」 とされ、「総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫 等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を 聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)に基づく規制を見直す場合には、事業者に混 乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行 うため、必要な措置を講ずる。」とされた。

これらを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として本検討部会を開催し、畜舎等における消防用設備等の特例基準について検討したものである。

(2) 検討の体制

検討部会の部会員及びオブザーバーは次のとおり。

<部会員(◎:部会長)>

(敬称略、五十音順)

國重 慎二 第一総合法律事務所弁護士

倉岡 健一 大隅肝属地区消防組合消防本部予防課長

河野 守 東京理科大学理工学研究科国際火災科学専攻教授

坂本 修三 一般社団法人日本養鶏協会

◎ 関澤 愛 東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授

竹延 哲冶 一般社団法人日本養豚協会代表理事会長代行

中野 聡範 盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長

中林 正悦 全国肉牛事業協同組合理事長 三浦 啓 北海道建築士事務所協会副会長

水木 慶一 とかち広域消防事務組合とかち広域消防局予防課長

<オブザーバ**ー**>

全国消防長会

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付

農林水産省畜産局企画課

(3) 検討のスケジュール

検討部会及び実態調査のスケジュールは次のとおり。

令和4年11月14日 【第1回検討部会】

○ 畜舎等における消防用設備等の特例基準の論点について



令和4年12月13日、14日 【実態調査①】

◇ 岩手県岩手郡雫石町、八幡平市

令和4年12月23日 【実態調査②】

◇ 鹿児島県鹿屋市、肝属郡肝付町

令和4年12月27日 【実態調査③】

◇ 北海道紋別市、紋別郡湧別町



令和5年1月26日 【第2回検討部会】

○ 実態調査の結果について



令和5年3月1日 【第3回検討部会】

○ 報告書(案)について

2 検討の対象とする施設の実態等

(1) 検討の対象とする施設

畜舎と一体的に建築及び利用される畜産業用倉庫、畜産業用車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)における「畜舎等」の対象となっていなかったところであるが、規制改革実施計画を踏まえ、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第3号。令和5年4月1日施行。資料4参照。)により、「畜舎等」の対象に畜産業用倉庫、畜産業用車庫、貯水施設及び発酵槽を追加することとされた。また、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について(技術的助言)」(令和4年3月7日付け畜産第1470-1号、国住指第1460-2号、国住街第196-2号)の改正により、排水処理施設が「畜舎等」の対象である「家畜排せつ物を処理するための施設」として取り扱うこととされた(令和5年4月1日施行)。

これを踏まえ、本検討部会では、畜舎と一体的に建築及び利用される次の①~④に掲げる施設について、その利用実態に即した消防用設備等の特例基準の検討を行った。

- ① 保管庫(農業用トラクターなどの畜産経営に必要な車両や飼料・敷料などを保管する施設)
- ② 排水処理施設(養豚や酪農の高水分の家畜ふん尿を処理するための施設)
- ③ 貯水施設(畜産経営を行う上で必要な水を供給する施設)
- ④ 発酵槽(家畜排せつ物を処理するための施設であって、生ふん尿を 嫌気発酵させるもの)

(2) 実態調査の結果及び当該結果を踏まえた消防法令上の取扱い

本検討部会では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理 施設、貯水施設及び発酵槽の利用実態に応じた合理的な特例基準とするた め、これらの施設の実態調査を実施した(資料3参照)。

ア 保管庫

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫は、飼料(牧草など)、敷料(わらなど)、家畜排せつ物の処理や保管に必要なもの(もみ殻、おがくずなど)、堆肥や肥料、農業用トラクターなどの車両や当該車両の燃料などが保管される実態がある。

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件(令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号。令和5年4月1日施行。資料6参照。)においては、建築基準法(昭和25年法律第201号)の防火基準よりも緩和された基準で畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)により保管庫を建築等する場合に畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資として、次の①~⑦及び⑨~⑪に掲げるものが示されている。また、畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両として⑧が、それに付随する物資として、次の⑨~⑪に掲げるものが示されている。

- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要 なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備(消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。)その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両

- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料(消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。)
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ① ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で、保管される物資等が上記①~⑪に掲げる物資等に限られているものについては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第32条の3に規定される畜舎等と同様に、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(15)項に掲げる防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

保管庫の規模が大きくなれば、保管される可燃物の量が増す可能性があり、可燃物の保管量が増すことで、火災危険性は高くなると考えられる。

また、一般的に保管庫は、人の出入りが少ないため、火災の発見が 困難であり、保管される可燃物の種類や量によって、火災拡大の危険 性が比較的高くなると考えられる。特に、危険物や指定可燃物に該当 する物品を一定数以上保管する場合は、その危険性に応じ、それらの 保管に関する規制を適用すべきである。

(保管庫の外観)









(保管庫の内観)









(3,000 m²を超える保管庫の外観)





(3,000 ㎡を超える保管庫の内観)





(農業用トラクター等の車両が保管されている状況)









イ 排水処理施設

畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設は、高水分の家畜 ふん尿を処理するための機械が設置される施設であり、雪・雨避け、 凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる実態 がある。

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設については、一般的な機械室に該当する防火対象物(令別表第一(15)項)と同様な使用実態があり、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

(排水処理施設の外観)





(排水処理施設の内観)





ウ 貯水施設

畜舎と一体的に建築及び利用される貯水施設は、給水クッションタンクとして、貯水タンクが設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該貯水タンクを覆う上屋が設けられる実態がある。

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される貯水施設については、一般的な機械室に該当する防火対象物(令別表第一(15)項)と同様な使用実態があり、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

なお、上屋が設けられず、建築物として取り扱われない場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に規定される準用工作物に該当するか否かにかかわらず、火災危険性が低いと考えられることから、消防用設備等の規制の対象として取り扱わないこととすべきである。

(貯水施設*の外観)









- ※ 上記写真の貯水タンクは、上屋が設けられておらず、建築物には該当しないものである ため、消防用設備等の設置対象外。
- ※ 上記写真の貯水タンクには消防隊が消火活動時に使用することができるホースの接続 口が設置されている(右下の写真参照)。

工 発酵槽

畜舎と一体的に建築及び利用される発酵槽は、生ふん尿を「嫌気発酵」させるための機械が設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる実態がある。

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される発酵槽については、一般的な機械室に該当する防火対象物(令別表第一(15)項)と同様な使用実態があり、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

なお、上屋が設けられず、建築物として取り扱われない場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に規定される準用工作物に該当するか否かにかかわらず、火災危険性が低いと考えられることから、消防用設備等の規制の対象として取り扱わないこととすべきである。

(発酵槽**の外観)









- ※ 上記写真の発酵槽は、上屋が設けられておらず、建築物には該当しないものであるため、 消防用設備等の設置対象外。
- ※ 上記写真の発酵槽は、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造する施設。

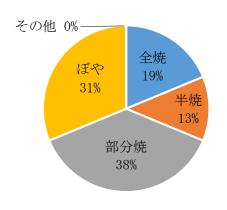
(3) 検討の対象とする施設の火災状況調査の結果

ア 過去3年間の火災件数及び焼損程度

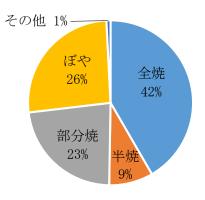
令和元年から令和3年までの過去3年間において、令別表第一(15) 項に掲げる防火対象物(官公署及び事務所を除く。)のうち畜産業の保 管庫(以下「畜産業の保管庫」という。)は、令別表第一(14)項に掲げ る防火対象物(以下「倉庫」という。)と比較して、全焼となった火災 の割合が小さい値となっている。

(過去3年間の火災件数及び焼損程度の比較)

焼損程度	畜産業の保管庫		倉庫	
光 須怪及	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
全焼	6	19%	623	42%
半焼	4	13%	129	9%
部分燒	12	38%	342	23%
ぼや	10	31%	390	26%
その他	0	0%	12	1%
合計	32	100%	1, 496	100%



畜産業の保管庫



倉庫

イ 過去3年間の火災による人的被害

令和元年から令和3年までの過去3年間において、畜産業の保管庫は、倉庫と比較して、火災による死者及び負傷者の人数は小さい値となっている。

(過去3年間の死者数及び負傷者数の比較)

			·	
	畜産業の保管庫		倉庫	
	人数	火災 100 件 当たりの人数	人数	火災 100 件 当たりの人数
死者数	0人	0.0人	17 人	1.1人
負傷者数	2 人	6.3人	158 人	11.0人

ウ 過去3年間の火災による平均焼損床面積及び平均損害額

令和元年から令和3年までの過去3年間において、畜産業の保管庫は、倉庫と比較して、火災による平均焼損床面積は及び平均損害額は小さい値となっている。

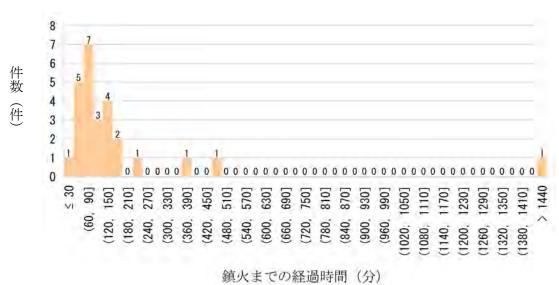
(過去3年間の火災による平均焼損床面積及び平均損害額の比較)

	畜産業の保管庫	倉庫
平均焼損床面積	88 m²	151 m²
平均損害額	2,236 千円	30,907 千円

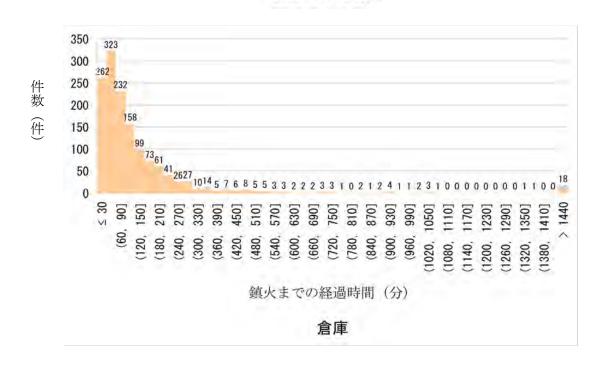
エ 過去3年間の火災における鎮火までの経過時間

令和元年から令和3年までの過去3年間において、畜産業の保管庫は、倉庫と比較して、火災における鎮火までの経過時間は同様の傾向となっている。

(過去3年間の火災における鎮火までの経過時間の比較)



畜産業の保管庫



3 検討の対象とする施設における消防用設備等の特例基準

(1) 共通事項

ア 基本方針

本検討部会では、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に 関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第 3号。令和5年4月1日施行。資料4参照。)等*1の内容を踏まえ、 火災発生時の安全性が担保できることを前提に、規則第32条の3に 規定される畜舎等における特例基準の対象とする施設*2として、保 管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽を追加することについて検 討を行った。

※1 「等」とは、次の省令及び告示。

- ・ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。)
- ・ 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物 資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障が ない車両及び当該車両に付随する物資を定める件(令和5年農林水産 省・国土交通省告示第1号。令和5年4月1日施行。資料6参照。)
- ※2 規則第32条の3では、「関連施設」は、「搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。」とされている。

イ 特例基準の対象とする条件

規則第32条の3に規定される畜舎等については、特例基準の対象とする条件として、次の①~③を求めていることから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、特例基準の対象とする施設として取り扱う場合は、同様の条件を求めるべきである。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと。(例:平屋建て、不特定多数の利用がないもの)
- ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。(例:周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの)
- ③ その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を 有する者と同一であること。

なお、特例基準の対象とする施設として取り扱う保管庫については、保管される物資等が次の①~⑪に掲げる物資等に限られるものであることを条件とすべきである。

- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要 なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備(消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これら に準ずる設備をいう。)その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又は まん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料(法第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。)
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。)においては、上記①~⑦に掲げる物資と上記⑧に掲げる車両とを同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管することとされた。

このことから、特例基準の対象とする施設として取り扱う保管庫については、上記①~⑦に掲げる物資を保管する部分と上記⑧に掲げる 車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てることを条件と すべきである。

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」(令和3年11月)においては、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造し又は保管する施設や、排泄物を加熱処理する施設は、特例基準の対象とする「堆肥舎」として取り扱わないものとすべきとされた。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される発酵槽について も、現在の特例基準と同様に、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の 可燃物を製造し又は保管する施設や、排泄物を加熱処理する施設で、 上屋が設けられ、建築物として取り扱われる場合は、特例基準の対象 とする施設として取り扱わないものとすべきである。

なお、上屋が設けられず、建築物として取り扱われない場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に規定される準用工作物に該当するか否かにかかわらず、火災危険性が低いと考えられることから、消防用設備等の規制の対象として取り扱わないこととすべきである。

○畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件(令和四年三月三十一日消防庁告示第二号)抜粋

第二 特例を適用する畜舎等

- 一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。
 - (一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。
 - イ 二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。
 - (イ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに 通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、か つ、識別することができるものであること。
 - (ロ) あらゆる部分からの出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。
 - ロ 延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあっては、 次に掲げる要件を満たすこと。
 - (イ) 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下 「令」という。)第十条第一項第五号に規定する無窓階が 存しないこと。
 - (ロ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに 通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる 部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口の うちの二以上のものに到達しうること。
 - (二) 居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条 第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)が存する場合 は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの(畜産経営に関 する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他こ れらに類する目的のための使用に供するものをいう。)であ って、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであるこ と。
 - イ次に掲げる部分が存しないこと。
 - (イ) 不特定又は多数の者が利用する部分
 - (ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部分
 - (ハ) 多量の火気を使用する部分
 - ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

- ハ次に掲げる構造を有するものであること。
- (イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できるものであること。
- (ロ) 当該居室のあらゆる部分からの出入口に至る歩行距離 が三十メートル以下であること。
- ニ 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理に ついて権原を有する者と同一であること。
- 二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上 支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりと する。
 - (一) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。
 - (二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。
 - イ 不燃材料で造られたものであること。
 - ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているもの であること。

(2) 各消防用設備等の特例基準の内容

ア 消火設備

(ア) 消火器具

消火器具については、火災初期の段階において、火災を消火 し、その拡大を防止するため設ける最低限の消火設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等については、その延べ面積が300㎡(避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階(以下「無窓階」という。)にあっては50㎡)以上となるときは、出火危険や火災初期の段階における火災拡大の危険性に鑑み、消火器具を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽(特例基準の対象とする施設として取り扱うものに限る。以下同じ。)についても、出火危険や火災初期の段階における火災拡大の危険性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の延べ面積が300㎡(無窓階にあっては50㎡)以上となるときは、消火器具を設置すべきである。

(イ) 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備

屋内消火栓設備については、消火器具で消火できる火災初期の 段階を過ぎた火災を消火し、その拡大を防止するため設ける消火 設備である。

また、屋外消火栓設備については、消火器具や屋内消火栓設備で消火できる段階を過ぎた火災について、火災の拡大や隣接する建物への延焼を防止するため設ける消火設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等については、火災拡大の おそれが少ないことに鑑み、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備 の設置を要しないこととされている。

一方、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。)においては、3,000㎡を超える畜産業用倉庫は、火災時の危険性を考慮し、大規模の建築物の主要構造部等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第

21条第1項)などの防火規定への適合を求めており、火災危険性が高いものとされている。

近年、牧草等のロールは大型化してきている実態があり、畜舎と一体的に建築及び利用される大規模な保管庫には、これらの牧草等のロールが何個も積み重なって保管されている場合がある。また、実際の火災事例を踏まえると、大規模な保管庫は、一度火災が起きると消火が困難になると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で3,000 ㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を設置すべきである。また、規則第32条の3に規定される畜舎等の一部分に3,000 ㎡を超える保管庫が存する場合についても同様とすべきである。

なお、屋内消火栓設備については、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分について、設置しないことができることとすべきである。また、動力消防ポンプ設備を設けた場合は、その有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備は設置しないことができることとすべきである。

また、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、火災拡大のおそれは、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないものとすべきである。

(ウ) 特殊消火設備

特殊消火設備については、駐車等の特殊な用途部分における火災や、特殊な可燃物の火災を消火し、その拡大を防止するため設ける消火設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等に、車両火災などの特殊な火災が想定される部分が存するときは、当該特殊な火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、特殊消火設備を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、車両火災などの特殊な火災が想定される部分が存するときは、当該特殊な火災拡大の危険性や消火の困難性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽において、車両火災などの特殊な火災が想定される部分が存するときは、特殊消火設備を設置すべきである。

ただし、駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる 構造である場合で車両の他に特殊な可燃物が存しない場合は、特 殊消火設備の設置を要しないこととすべきである。

イ 警報設備

(ア) 自動火災報知設備及び非常警報設備

自動火災報知設備については、火災の熱や煙等を感知して、火 災が発生した旨を建物の利用者に早期に報知し、避難や消火等を 有効に実施させるため設ける警報設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)で、床面積の合計が1,000㎡(無窓階にあっては300㎡)以上のものが存するときは、出火危険や火災覚知が遅れた場合の避難上の支障(特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ)に鑑み、自動火災報知設備を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)の床面積の合計が1,000㎡(無窓階にあっては300㎡)以上となる場合の出火危険や火災覚知が遅れた場合の避難上の支障(特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ)は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽に、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)で、床面積の合計が1,000㎡(無窓階にあっては300㎡)以上のものが存するときは、自動火災報知設備を設置すべきである。

ただし、防火上及び避難上支障がないことや周囲の状況に関し 延焼防止上支障がないことを条件として求めていることに加え、 次の①~③に掲げる条件に該当する場合は、自動火災報知設備の 設置を要しないものとすべきである。

- ① 平屋建ての防火対象物であること。
- ② 防火対象物の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、 かつ、識別することができ、防火対象物の各部分から当該避 難口に至る歩行距離が 20m以下であること。
- ③ 防火対象物の床の外周長の2分の1以上の壁面(床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分)が常時外気に開放されていること。

また、非常警報設備については、建物の利用者数(収容人員) が一定規模以上となる場合に火災が発生した旨を早期に報知し、 避難等を有効に実施させるため設ける警報設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)で、利用者数(収容人員)の合計が50人(無窓階にあっては20人)以上のものが存するときは、出火の周知が遅れた場合の避難上の支障(特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ)に鑑み、非常警報設備を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないと考えられるが、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)で、利用者数(収容人員)の合計が50人(無窓階にあっては20人)以上のものが存する場合の出火の周知が遅れた場合の避難上の支障(特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ)は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽に、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)で、利用者数(収容人員)の合計が50人(無窓階にあっては20人)以上のものが存するときは、非常警報設備を設置すべきである。

(イ) ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器

ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器については、温泉の採取等に係る可燃性ガスやラスモルタル造における漏洩電流の危険のおそれが特に起こりうるものについて、設置を求めている警報設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等に、可燃性ガスや漏洩電流の危険のおそれが想定される部分が存するときは、ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないものと考えられるが、可燃性ガスや漏洩電流の危険のおそれが想定される部分が存するときは、ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器を設置すべきである。

(ウ) 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備については、火災が発生した 旨を早急に消防機関へ通報することを目的として設ける警報設備 である。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないことに鑑み、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれは、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとすべきである。

ウ 避難設備

(ア) 誘導灯及び誘導標識

誘導灯については、無窓階である場合において、特に、避難口の位置や避難経路を誘導することで利用者の逃げ遅れを防ぐため設ける避難設備である。

また、誘導標識については、避難口の位置や避難経路を誘導することで利用者の逃げ遅れを防ぐため設ける避難設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等が無窓階に該当するときは、避難上の支障(特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ)に鑑み、誘導灯及び誘導標識を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、無窓階に該当する場合の避難上の支障(特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ)は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽が無窓階に該当するときは、誘導灯及び誘導標識を設置すべきである。

(イ) 避難器具

避難器具については、火災が発生したときに、2階以上の階にいる者が階段を利用して避難することができなくなり逃げ遅れた場合に備え、人命の安全を図るため設ける避難設備である。

避難器具については、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物の3階以上の階又は地階に設置を要するものであり、規則第32条の3に規定される畜舎等は、3階以上の階又は地階を有しないものを想定していることから、避難器具の設置を要しないこととされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、3階以上の階又は地階を有しないものを想定していることから、避難器具の設置を要しないものとすべきである。

エ 消防用水

消防用水については、広い敷地に存する大規模な建物において火災が延焼拡大した場合、敷地外に存する公設の消火栓等だけでは消火活動が難しくなることから、迅速な消火活動ができるよう、敷地内に最低限の水利を確保するため設けるものである。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、敷地面積が20,000 ㎡以上あるもので、かつ、耐火建築物にあっては床面積が15,000 ㎡以上、準耐火建築物にあっては床面積が10,000 ㎡以上、その他の建築物のうち、延焼防止上の一定の条件を満たすものにあっては床面積が10,000 ㎡以上となるときは、消防隊による消火活動の困難性に鑑み、消防用水を設置することとされている。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。)においては、3,000㎡を超える畜産業用倉庫は、火災時の危険性を考慮し、大規模の建築物の主要構造部等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第21条第1項)などの防火規定への適合を求めており、火災危険性が高いものとされている。

近年、牧草等のロールは大型化してきている実態があり、畜舎と一体的に建築及び利用される大規模な保管庫には、これらの牧草等のロールが何個も積み重なって保管されている場合がある。また、実際の火災事例を踏まえると、大規模な保管庫は、一度火災が起きると消火が困難になると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で3,000 ㎡を超えるものについては、消防隊による消火活動の困難性に鑑み、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物と同様の設置基準を適用し、敷地面積が20,000㎡以上あるもので、かつ、耐火建築物にあっては床面積が15,000㎡以上、準耐火建築物にあっては床面積が10,000㎡以上、その他の建築物にあっては床面積が5,000㎡以上となるときは、消防用水を設置すべきである。また、規則第32条の3に規定される畜舎等の一部分に3,000㎡を超える保管庫が存する場合についても同様とすべきである。

ただし、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、消防隊による消火活動の困難性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、消防用水については規則第32条の3に規定される畜舎等と同様の設置基準を適用し、敷地面積が20,000㎡以上あるもので、かつ、

耐火建築物にあっては床面積が15,000 ㎡以上、準耐火建築物にあっては床面積が10,000 ㎡以上、その他の建築物のうち、延焼防止上の一定の条件を満たすものにあっては床面積が10,000 ㎡以上となるときは、消防用水を設置すべきである。

また、規則第32条の3に規定される畜舎等については、畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件(令和4年3月31日消防庁告示第2号)において、特例の対象となる畜舎等の二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合で、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、消防隊による消火活動の困難性が高くないことに鑑み、当該各部分の消防用水に係る設置基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすことができる旨の緩和規定が設けられている。畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で3,000㎡を超えるものについては、消防隊による消火活動の困難性に鑑み、二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合の消防用水に係る設置基準の緩和規定を適用しないこととすべきである。また、規則第32条の3に規定される畜舎等の一部分に3,000㎡を超える保管庫が存する場合についても同様とすべきである。

ただし、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、消防隊による消火活動の困難性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合の消防用水に係る設置基準の緩和規定を適用することとすべきである。

- ○畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件(令和四年三月三十一日消防庁告示第二号)抜粋
 - 第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目
 - 五 規則第三十二条の三第四項の延焼防止上支障がないものとして 消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。
 - (一) 渡り廊下その他これに類する部分(以下「接続部分」という。)のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。
 - イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他 の可燃材料を用いたものでないこと。
 - ロ 高さが十六メートルを超えるものでないこと。
 - (二) 接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相 互間の距離が六メートルを超えるものであること。
 - (三) 接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。
 - イ 不燃材料で造られたものであること。
 - ロ 直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排 煙口を設けたものであること。ただし、煙が滞留するおそ れがない場合は、この限りでない。
 - (イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。
 - (ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものである こと。
 - (ハ) 接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さ一メート ル以上であること。
 - ハ 接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。
 - ニ 通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他 通行の支障がない状態にあるものであること。
 - ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部 又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び ー・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各 号に適合するもの(以下「消防活動上有効な開口部」とい う。)を有すること。ただし、接続部分のみで接続されてい

る畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部(規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。)の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

(3) その他

排水処理施設、貯水施設及び発酵槽に類する施設のうち、畜舎等と一体的に建築及び利用されるものであって、次の①~④に掲げる条件に該当するものにあっては、特例基準の対象とする施設として取り扱う排水処理施設、貯水施設及び発酵槽と同程度の火災危険性であると考えられることから、特例の対象とする施設として取り扱うべきである。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと。(例:平屋建て、不特定多数の利用がないもの)
- ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。(例:周囲6メートル 以内に建築物又は工作物が存しないもの)
- ③ その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であること。
- ④ 延べ面積が 3,000 m 以下であること。**
- ※ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)では、 3,000 ㎡以下の畜舎等については、畜舎建築利用計画における技術基準に係る計 画申請及び審査が不要となる一方、3,000 ㎡を超える畜舎等については、耐火構 造にしなければならない等の防火上の措置が必要とされている。

また、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫や、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設、発酵槽及びこれらに類する施設について、既に消防長・消防署長により、令第32条に基づく特例の適用が認められた既存施設については、引き続き、当該特例が認められた条件での特例を適用できるものとし、本検討部会で検討した特例基準を適用することについても、当該畜舎等の関係者が、選択できるものとすべきである。

なお、本検討部会においては、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽について、実態調査を行うとともに、その利用実態に即した特例基準の検討を行ったところであるが、農業分野などにおいても、同様の利用実態を有する保管庫等が存する場合が想定される。

このような場合においては、本検討における考え方を参考として、個別 具体的な施設について、その位置、構造又は設備の状況から、消防長・消 防署長の判断により、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処 理施設、貯水施設及び発酵槽と同程度の火災危険性であると認められる場 合は、令第32条に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置基準について同様の取扱いとすべきである。

4 その他

(1) 畜産関係者等への分かりやすい周知

特例基準の内容については、消防庁と農林水産省が連携して、消防機関 及び畜産関係者に周知する必要がある。その際、消防機関及び畜産関係者 に誤解等が生じないよう、図等を用いたリーフレットを作成する等により、 特例基準の内容を分かりやすく周知を図る必要がある。

(2) 畜舎等の要件適合の維持等

本検討部会では、①出火の危険や避難上の支障が少ない(特に人命危険のおそれが極めて少ない)こと及び②出火した場合に他への延焼のおそれが少ないこと等を特例の対象とする要件とし、消防用設備等の特例基準を検討した。

このため、畜舎等の関係者においては、新たな特例基準を適用した畜舎 等について、保管庫に飼料等の物資以外のものを保管することがないなど、 特例の対象とする要件に適合した状態を維持することが必要である。

また、消火器の使用方法や火災時の避難、消防機関への通報等について、 訓練を計画的に実施し、初動対応等の実効性を高めていくことが有効であ る。